

不明なものすらあるので、嚴密にその數を以て云爲しようとするものではないが、かくして見ると自から、頼朝の精神が伺はれるやうに思はれる、同時に當時の武士が如何なる事柄を重視せるかも略々察せられるのである。

頼朝が鶴ヶ丘八幡を崇拜し、毎月三日の例祭を欠くことなきのみならず、事ある毎に祈願を怠らなかつた、熊野神社、伊勢大神宮、北野天神社、賀茂神社、三島神社等に關係した記事も多く見えて居る。而して頼朝が鶴ヶ丘八幡を敬せるは一に武神としての崇拜であり、二には氏神として先祖義家の遺志を尊重するためであつた。

武士が武勇を尊んだことは申すまでもない、美談の讚辭を冠せて居る事項は凡て武士に關するものと云つてもよい、畠山重忠に關する爽快なる記事もこれである、筆者も常にかゝる記事には力を入れてあるやうである。同時にこれは最も重ぜし徳目であることがわかる。

平安朝の文弱に顧み、その反動として、又田舎武士として卑しめられた東武士が、

引きしまつた質朴な心を持つて居たことは云ふまでもない、天下の實權が武家の掌中に入るや、豪氣勇猛な風が盛に行はれて、事なき時にすら武勇壯烈なる行動を勸奨したのである、質朴も、寡慾も、廉耻も、この武勇の徳より出でし一面である。

次に頼朝の崇佛觀念が強かりしことは、その兵をあぐるに先立ちて、法華經一千部讀誦の心願を立て、漸く八百部の半途で事をあげねばならなくなつた、そこでこれを心痛して、走渦山の文陽房覺淵を召して祈禱せしめ僅かに安心した（治承四年七月五日の項）後年東寺以下諸寺の修道に努め、平氏没落以後、兵亂のために壞はれ盡せるものを復舊せしめ、特に後白河法皇が僧重源に勅して、東大寺を修理せしめ給ふと聞き、自から米一萬石、黄金一千兩、絹一千匹を献じ、これが費用に當ても、尙成就せざりければ、更に播磨より租税を徵收せしめ、文覺上人に命じ督勵せしめた、その漸く竣工するや、建久六年三月、妻子を伴ひて奈良に赴き、仁和寺法親王以下諸寺の高僧を招き、大法會を催せしめたことがある。

又、陸奥を征伐して、藤原氏三代の豪華を粉碎せしめたけれども、中尊寺のみはこれに保護を加へ、其の光彩陸離たる光堂をして全からしめたのも、頼朝の崇佛の精神が然らしめたものであると云はれる。父の追福に伽藍を建立せしめたことも同じ精神から爲せるものである。

頼朝が質素儉約を奨励したるはかくれなき事ながら、筑後守俊兼等華美を好み小袖十餘領を着けて参勤しければ、頼朝刀を以てその小袖を切りて戒めし如きありて、武人を畏怖せしめたりと云ふことである。

頼朝は政權を略奪して、朝廷を無氣力なるものとなしたけれども、その實決して朝廷を侮蔑しようとはしなかつた、否皇室を尊崇する念は決して、當時の人々の胸から去つても居らなかつたし、頼朝の頭から離れても居らなかつた、寧ろ頼朝は、平家とこそ争へ、朝廷に對しては常に敬意を表して居つた、皇室の守護修築を怠らず、院宣に背き違ひせぬことを努めたる如き、皆これである、位を授けらるゝや大に喜んで居

つたのである。

以上が武士道の主なる徳目であると思はれる、この外に注意すべきは崇祖と廉耻心とを織りなした名乗りである、「清和天皇九代の後胤、下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙りてまかり向ふ」と、云つた様な軍記物語の到る處に現はるゝものである。これは武士道の研究には見逃がすことは出来ぬが、その思想は我が國古來の氏族制度に發せる血統を重ずるの念に出で、居る、頼朝は伊豆に流され乍らも尙ほ佐殿として敬せられし如き一般の風潮を見るに足るものである。頼朝の成功せるもその大部分はこの門閥思想に依るものである。身の恥は親の恥、親の恥は一族の恥の諺は茲より出でたのである。

第八節 武士道の發達

頼朝に依りて大成せる武士道は北條氏に傳はり、其の主義は愈々強められ泰時に至りて武家の法度たるべき貞永式目は編せられ、以後年と共に武士道の興隆を來たし、

弘安の役の如きこれが第一の試練を経るの機會であつたのであるが、武士は執權時宗の下に義勇奉公の誠をいたし、對外的に國民的精神を發揮した。

その後、北條氏は高時の驕奢に基して滅亡の憂き目に際會した。かくて武士は漸次一は功利主義に墮し、他には亂を好むの風を醸し戰國時代を生めるは、武士道の墮落にあらずして何ぞ。然りと云へ尙ほ忠と義との美はしい道に立つて、主義のために戰つた人々の心の底に清く輝ける國民精神のひらめきを存して居つたことを見逃すことは出来ぬ。楠正成が湊川に於いて討死せんとする時、弟正季に對して「七生までも生れ代り、此の日の本の御國を護らう」と云つて居る。南風競はずして吉野朝の勢は日に削がれ行く時にも、彼等は少しも絶望する氣色もなく、強い確信と清い希望に満ちたる生涯を送れる人々の心に、武士道精神は生きて居つたことを忘れてはならぬ。

それが織田信長の「天下は天下の天下」と云ふ自覺と共に國民は國民としての自覺を得るに至り、豊臣秀吉を経て徳川家康に及び、國家的意識は愈々加はることとなり武士の道も合理的となり、近世の先覺者山鹿素行に依りて學理的・實踐的教訓として組織立てらるゝに至つた。武士道學派なるものは彼に始まつて居る。今彼等の唱導せる所を摘録すれば次の如くである。

- 一、主家に對して専心忠節を勵むこと
- 二、忠義孝行の兩全を期すること
- 三、武勇を尙び武藝を鍛鍊すること
- 四、武士たるの職分を自覺して、己れの分限を守ること
- 五、學問を怠らざること
- 六、質素儉約を守ること
- 七、克己・忍耐を第一とし、心身を修練すること
- 八、名譽を重んじ恥を知ること

九、正直にして清廉なること

一〇、禮儀作法を重んじ法度を畏るべきこと

一一、祖先を崇ぶべきこと

一二、皇室を尊崇し國家を愛するの精神を重んずること

一三、神佛を尊信すべきこと

一四、仁愛の情に富むべきこと

一五、正義を重んずること

これより意志の鍛錬を説き儀客の修爲に及ぶ、素行の弟子に山鹿高恒・同高基・同素水を始め大道寺友山・津輕耕道等の學者出で、幕末の偉人吉田松陰もこの流れを汲める人であるが、山鹿素行に依つて基礎付けられた武士道の精神は、武士の間のみならず一般人民の生活にも普及するに至つた。

第九節 武士的精神の發展

明治維新の改革は封建制度を葬り、武士の階級は消滅することゝなつた。これに代れるものは軍人である。然しその軍人は國民皆兵の主義における軍人であるが故に、武士道の精神は愈々全體の國民に傳播することゝなつた。

明治十五年軍人に賜はりし勅諭は、明治天皇の軍隊教育に對する大方針を伺はるゝのみならず、武士道の精髓を要約して示されしものであると拜せらるゝのである。

我が國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある、昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。此の間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢々なりき、古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも、打續ける昌平に狙れて朝廷の政務

も漸く、文弱に流れければ、兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向に其の武士とも棟梁たる者に歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其の手に落ち、凡そ七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひながら、且つは我が國體に戻り且つは我が祖宗の御制に背き奉り、淺間しき次第なりき。降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其の政衰へ、剩へ外國の事とも起りて其の侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ、然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初め征夷大將軍其の政權を返上し、大名小名其の版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ。是れ文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績なり、歴世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも、併し我が臣民の其の心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれ、されは此時に於て兵制を更め我が國の光を耀さんと

思ひ、此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ、夫れ兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其の國司をこそ臣下には任すなれ、其の大綱は朕親ら之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず、子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失態なからんことを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるを、されは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてこそ其の親は特に深かるへき、朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いませらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其の職を盡すと盡さざるとに由るをかし。我が國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其の憂を共にせよ。我が武維揚りて其の榮を耀さは朕汝等と其の譽を偕にすへし、汝等皆其の職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我が國の蒼生は永く太平の福を受け、我が國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし。朕斯くも深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれ、いてや之を左に述へむ。

一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし。凡そ生を我が國に稟くるもの誰か國に報ゆるの心なかるべき、況して軍人たらんものは此の心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず。軍人にして報國の志堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも、猶ほ偶人にひとしかるへし。其の隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし。抑々國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば、兵力の消長は是の國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らす、只々一途に己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ。其の操を破りて不覺を取り汚名を受くる勿れ。

一、軍人は禮儀を正しくすへし。凡そ軍人には上元帥より下一卒に至るまで其の間に官職の階級ありて統屬するのみならず、同列同級とても停年に新舊あれば、新任の者は舊任のものに服従すべきものそ下級の者は上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己れ

より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし。又上級の者は下級の者に向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず。公務のために威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け、上下一致して王事に勤勞せよ。若し軍人たる者にして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには、嘗に軍隊の蠱毒たるのみかは國家のためにもゆるし難き罪人なるへし。

一、軍人は武勇を尙ふへし。夫れ武勇は我が國にては古よりいとも貴へる所なれば我が國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじし、況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるべきか。さはあれ武勇には大勇あり小勇あり同しからず、血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し。軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし。小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず、己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ、されは武勇を尙ふものは常々人に接するには溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ、

由なき勇を好みて猛威を振ひたらむ果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ、心すへきことにこそ。

一、軍人は信義を重んずへし。凡そ信義を守ること常の道にはあれと、わきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへ。信とは己か言を踐み行ひ、義とは己か分を盡すをいふなり。されは信義を盡さむと思は、始めより其の事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし。臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の置き所に苦むことあり、悔ゆとも其の詮なし。始に能々事の順逆を辨へ是非を考へ其の言は所詮踐むへからすと知り、其の義はとて守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り、或は公道の是非に踏み迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ、身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せることは其の例尠なからぬものを深く警めてやはあるへき。

一、軍人は質素を旨とすへし。凡そ質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り、驕奢華美の風を好み遂には貧汚に陥りて志も無下に賤くなり、節操も武勇も其の甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし。其の身生涯の不幸なりといふも中々愚かなり。此の風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵器も頓に衰へぬへきこと明かなり。朕深くこれを懼れて曩に免黜條例を施行し、略々此の事を誡め置きつれと猶も其の惡習の出んことを憂ひて心安からぬは、故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此の訓誡を等閑にな思ひそ。

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫くも忽にすへからず。さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ、抑々此の五ヶ條は我か軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり、心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき、心たに誠あれは何事も成るものそかし。況してや此の五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり。行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此の道を守り行ひ國

に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん、朕一人の憚のみならんや。

第十節 武士道の功過

武士道の精神は元我が國民精神に發し、殊に封建制度の下に特別なる發展を遂げ、その道德精神は單に武士のみならず、或は町人・平民の生活をも改善せしめ、或はこれに接する婦人を感化し、一般の貞操觀念をも高めたる等、國民の道德をして向上せしめたる實に偉大なるものがある。

この強き道德生活に鍊へられたる國民が國際的競争の舞臺にも一步もひるむことなく、よく國民的國家的活動を續け得たることはこれ武士道の發達の結果と云はねばならぬ。のみならず、家族制度の發達にも、祖先崇拜の維持にも、信仰の生活の保持にも、絶大の貢獻をなせることを認めねばならぬのである。

然し乍ら、割合に經濟的觀念に乏しく、主従の狭き情的結合はまゝ、社會的・公的福利に目を注ぐこと薄く、階級的思想の跳梁は人格尊重の念を欠くが如き結果を生み、現

代の立憲治下の國民に害を殘せる點もないと云ふことは出來ぬのである。

【設問】

- 一 祖先崇拜の起因につきて論ぜよ
- 二 祖先崇拜と國民道德との關係を述べよ
- 三 佛教思想の國民道德に及ぼせる影響如何
- 四 基督教の國民信仰に喰ひ入りし理由を問ふ
- 五 武士の起因につきて記せ
- 六 武士道の道德的内容を問ふ
- 七 武士道と國民道德との關係如何
- 八 武士道精神の變遷につきて述べよ
- 九 大和魂と武士道との關係如何
- 一〇 儒教は宗教なりや
- 一一 武士道の功過を論ぜよ

第四章 國體論

第一節 國體の意義

國體はこれを國柄と云ふ。其の國特有なる國家組織の體裁を云ふのである。法理學上よりは單に國家主權の存在の様式を指して居るのであるが、そは主權乃至統治權なるものは國家組織乃至國家構成の上における根本基礎であるからである。即ち統治權の存在することに依りて其の國家の組織は始めて定まるからである。

蓋し國家構成の要素は臣民と領土と統治權である。而して統治權ありて其の國家を組織する人は單に人民にあらずして臣民となり、住する土地は單純なる土地にあらずして領土となり來るのである。故に國家組織の根本基礎は統治權であると申さねばならぬ。

されば進んでこの統治權に就いて見ねばならぬが、統治權は要するに人の意志に發

するものである。然らば如何なる人の意志に依るものであるか。これにあり得べき方法及び場合が三つある。而して歴史的事實の示す所も亦然りである。

- (一) 或る特定の一人の意志を以て統治權となすもの……君主團體
- (二) 二人以上の少數の人の意志を組立て、唯一の意志となすもの……貴族團體
- (三) 國民中大多數の意志を組織して一の意志をなすもの……民主團體

右の内二及び三は少數と多數にて法理上の區分を設くる理由を認むることが出來ない、故にこれを合して共和國體と云ふ。前者の區分法に依れるものが希臘のアリストテレスで、後者の區分法をなせるものが伊太利のマキアヴェリである。この兩者の相異はその時代の社會の状態を度外視しては意味淺きものとなつてしまふのである。即ち上代の希臘には、君主國體・貴族國體・民主國體の三種があつたのであるが、近世の國家は希臘の古へと趣を異にして、貴族國體と見るべきものは殆んど存して居らなかつたのである。而してその代りに現れたのが共和國體なるものである。同時に

今日の多くの學者の採用して居る所である。

然らばこの二種の國體は何れが可であるか、又何れが不可であるか、若しくは何れが優り何れが劣るものであるか。これは世間に往々論ぜらるゝ問題であるが、既に歴史的にかくあるの法であつて、かくあるべきの法ではない、これを換言すれば統治權は統治權たる意志の力に依つて定まるものにて、他力に依つて決定せらるゝものではないからである。

且つその内容を規定するものは主として建國の事情であり、これを存續せしむるか變更するかは歴史に屬する部分であるが故に、今日の國體それは何れも建國の状態と其の國の歴史に依つて定まるものであると云はねばならぬ。

第二節 諸家の國體の意義を評す

然し吾人は尙ほ茲に我が國の法學者の國體に對する意義を列記して論評し參考に供することとする。まづ第一に主權又は統治權の所在の體様となすもの、

穂積八束氏 國體とは國家組織における主權の存立の體様なり(憲法提要)

清水澄氏 國體の問題は統治權主權の組織の問題なり。統治權が何人に歸屬するや

の問題なり(憲法篇)

市村光惠氏 國體とは平易に云へば國家の形と云ふことにして、統治權の總攬者が

誰なりやに依りて國體を區別するものなり(國家及び國民論)

佐々木惣一氏 國體は統治權を總攬するものゝ區別に依る國家の體様なり(行政法

原論)

小野塚喜平次氏 國體は最高機關の組織に由る區別なり(政治學大綱)

織田萬氏 國體とは統治權の組織に關する形體なり(法學通論)

次に國體の意義を國家の根本的特質と云ふが如き實質的方面に觸れて解釋しやうとするもの

寛克彦氏 國體とは建國法によりて定まりつゝある國家の體裁である(國家論)

仁保龜松氏 國體とは國家の組織に附帶する成例的體様なり（京都法學界雜誌十二卷一號）

美濃部達吉氏 國體なる語は單純なる法律上の觀念にあらず、國家の成立する基礎たる精神なり。國家團結の基く所の民族精神なり（最近憲法論）

大體これ等二種の區別は法理學上の用法としての意味の相異と申すよりも、從來の我が國に用ゐる來たりし國體なる語が、法理學上よりも寧ろ思想方面或は文學上の慣用語たりしたために、内面的なる解釋ばかり施されしに基くもので、矢張それが國家統治權の所在と云ふ重大なる事項に依つて包含せらるゝものであることを考へねばならぬ。

西洋の法學上に用ゐらるゝ *Staatsform* 若しくは *form of state* なる語は國體と譯せらるゝものであるが、これとても内容 *stoff* 又は *Materie* を離れてのものでなく、同時に我が國に用ゐられし國體なる語も *The form of our Empire* で差支へないのである。只その内容を特に意味しやうと思ふので、かの教育勅語の英譯にも *The funda-*

mental character of our Empire（我が國體の精華）としてある。けれども *form of state* と云ふ方が學術語として世界共通であり、形式それは内容なくして、若しくは建國の事情と其の國の歴史を離れて成立するものでない以上、國體とは國家組織における主權若しくは統治權の所在の體様であると云ふを以つて足りると考ふるのである。

然し尙ほ茲に注意せねばならぬのは國體と政體との區別である。政體とは主權行使の様式の如何を表はす所の語である。例へば我が國の國體は萬世一系の天皇を戴く君主國體であり、政體は立憲政體であると申すのである。けれどもこれが區別を認めぬものがまゝある。美濃部達吉氏の如きはその一人である。古代に於いてはこれを區別する人が殆んどなかつた、アリストタレイスの君主・貴族・民主の如き區別は國體の區別でもあり、政體の區別でもある。近世の學者は一般に兩者の區別を認めて居る。自分も一般の傾向に従つて國體と政體との區別を認めるものであることを明かにして論を進めることにする。

第三節 國家構成の形式

國家は如何にして構成せられしものであるかの論であるが、これに大體二つある。一は國家なるものは自然的に成長發達せるものであるとなすもので、他は人爲的に人の力に依つて構成せられしものであるとなす所のものである。其處で前者即ち自然的形式の下に成立せるものであるとなす説に該當するものは、多く民族的國家の成立の場合である。

而して其の恰好なる例は我が國の場合の如きそれである。國家なるものが大和民族の結合であり、國民は一の大なる家族で、天皇なるものはこの大家族の家長であり、人民はその子女に外ならぬものである。而してこの國家たるや、國民なるものが國家的生活を送らむとする自覺を得たる曉に於いて自然的に成立せるものである。それが後世に至つては人口も増し、幾多の氏族に分れ、氏族は部族に分れ、部族は幾多の家族に分れて生活するやうになつたのである。リロコックが國家は發明ではなくて成長

であり進化であると云つたのは全くこれを指すのである。

人爲的に構成せられたものであると云ふものゝ極端なる説は社會契約説である。國家は人々各自の便宜を得むために契約に依つて作れるものであるとなすものこれである。其の他にも、強者の征服に依りて構成せらるゝ支那の如きがあり、或は母國より獨立して國家を構成せる北米合衆國の如き、或は各邦の聯合によりてなれる先の獨逸帝國の如きこれである。

國體なるものはこの國家構成の形式如何に基するものであることは、若しその國家が強者の征服に依りて成立するものであつたならば、君主の權は勢強大であつて、所謂專制君主國體は生れ出づるべく、多數の人民の力に依つてその國は生れたらむか、共和政體若しくは民主國體が生るゝ如き、國家構成の當初における社會事情とはこれを云ふのである。

第四節 國體の種類

前章に於いて、アリストテレスが國體を分類して君主國體・貴族國體・民主國體の三種となした事、及びマキャベリがこれを修正して、君主國體と共和國體の二種とした事を述べ、後者の分類が現代社會によく適合するものであることを述べて置いた。けれども其等各々の内容を調べて見ると、君主を戴く國でも、その君主の意志は議會に制限せられて君主國體と云ふは名のみであるが如く見ゆるものもある。殊に憲法の改正には全く裁可權を有して居らない國が存して居る。これ等の君主は全然自己の意志にあらざる憲法に拘束せらるゝやうな場合が出来ぬとも限らぬ。かゝる君主の權は絶對ではなく、國民の意志に依つて支配せらるゝものと云はねばならぬ。これ等の國にありては名は君主國であつても、實は共和國の如き性質を有するものとなつて來る。

惟ふに、現代の國家は法理學上の原則に依つて構成せられたものではなく、特殊の

事情に依つて成立したものであるから、國體を分類するとしても名實相伴へる明確なる分類とすることは元より困難である。

其處で君主を戴く國家は君主國體、大統領を選舉する國家は共和國體と云ふ位の程度の分類に止めて、聊かこれに就いて説明して置くこととする。

君主國體は、主權が君主一人にある國柄であつて、其の主權これを特に大權とも云ふのであるが、その特質として如何なる點を數へ得るであらふか。

第一に、法律の裁可不裁可、國際上の條約、宣戰媾和、軍隊の統率、大臣の任命勅令等の特權。

第二に、君主はあらゆる國家權力の源泉である。即ち立法の大權、司法の大權並に行政上の大權これである。勿論君主一人を以て國家の凡ての職能を執行するものではない。法律案を審議し裁判をなし諸般の行政事務を行ふためには、それ〴〵特殊の機關にこれを分掌せらるゝけれども、それ等の機關は君主の意志に依つて存在し、君主

の委任に依つて活動するのである。

第三に、國家の根本法たる憲法の修正變更は君主の意志に従はねばならぬ。君主の意志に依らずして憲法を修正變更することを得る國家は法理學上君主國と云ふことは出來ぬのである。

以上の三點は君主國としては備へなければならぬ重大なる點であるが、世界の君主國多き内に、これを完全に備へ居るものは我が國一箇國と云ふてもよろし。

例へばベルギ―は名は君主國であるが、同國の憲法には「一切の權力は人民より出づ」(二十五條)とあつて、憲法の如きも國民の名に依りて議會にて定められたものである。又ギリシャも名は君主國であるが、その内容は相似て居る。英國も法理上君主國體に相違ないが、其の實際を見ると下院專制で一度下院を通過した案は上院も反對出來なければ、國王も拒否不可能であると云はれて居る。されば共和國體と云つてもよろしいのである。

共和國體は國家の主權なるものが一人の君主に存せずして國民全體に存するのである。アメリカの獨立、フランス大革命にその端を發して、君主專制に對する反動的勢は所謂近世の共和國なるものを成立せしめ、就中世界大戰後、その數を急に増加することゝなつた。

而してこの共和國體よりなれる國家においても、種々なる種類がある。(一)參政權を有する國民の全體が主權を行使する所の直接民主國、(二)參政權を有する國民に依りて選ばれた代表者の機關が主權を行使する代表民主國、(三)前二者の中間に位する直接投票制度の民主國等これである。

かくて又古代の共和國體と近世のそれとは根本的に差異を認めねばならぬ。古代には奴隸制度を認め、公民權を有するものゝみの民主國體であり、近世のそれは人道の上に立てる民主國體である。個性の解放・個人の自由・平等・獨立の思想の上に立てるもので兩者の間に差異を認めねばならぬ。

これ等諸種の國體の優劣可否に至つては到底一樣に論じ盡すことは不可能である。其の陥り易き短所を有するにもせよ、國民の素質の如何もそれが政治の運轉上には絶大の力を有するものであり、長所と認むべきものも國民の性狀に不適當なるもあり、國民の自覺の度の如何にも原因することは勿論であるが故に、具體的國家に就いてこれを見るより外いたし方ないのである。但、今茲には我が國體の可否を論ずるに止めやうと思ふのである。

第五節 我が國體の特色

我が國體が他の諸國に比して優れりと云はるゝ所以のものは何であるか、誠に神聖なる我が國體の尊嚴は、宏遠悠久なる我が歴史を飾り、この國家をして彌榮えに榮えしむるの根柢をなすものにあらずして何ぞや。吾人は今茲にこれ等特色の主なる點を列記することとする。

(一) 皇統一系 吾人は支那歴代の史を讀み、現代の支那民族の狀態を觀て痛切に我

が國體の有難味を感じずるものである。蓋し皇位の安固は國家の存立し發展する根本的條件である。何となれば皇位は國家組織における中堅であるからである。従つてこの中堅にして鞏固ならざらむか、國家の安定は期し得るものでない。

然るに我が國の皇位は建國の當初に於いて明かに定まり、天壤と共に窮りなき皇位は天祖の神勅に明かにせられて居る。

葦原千五百秋の瑞穗國はこれ吾が子孫の王たるべきの地なり、宜しく爾皇孫就て治せ。さきく、寶祚の隆えまさんこと、天壤と與に窮りなかるべし。(書紀)

皇位は萬世一系の皇統を嗣ぐものゝ當然繼承すべきものとして確定したのである。同時にそは皇運の無窮を物語りしのみならず、國家長久の理想に對する莊嚴なる宣言を與へたるものと云はねばならぬ。而もその由來する所、伊弉諾・伊弉冊二尊の聖慮にありしことを認めなくてはならぬのである。

この根本觀念は事ある毎に發して、愈々その思想を強うすることゝなつた。例へば

聖德太子の十七憲法中には、「國に二君なく、民に兩主なし」(十二條)とあり、上宮の大娘姫王が「天に双日なく、國に二王なし、これ故に天下を兼併し、天下萬民を使ふ可きは天皇のみ」(孝徳紀)と示され、僧道鏡の無道に對して和氣清麿は「我が國開闢以來君臣分定まれり、臣を得て君となす未だこれあらず、天日嗣は必ず皇緒を立つべし、無道の人は宜しく早く掃除すべし」(稱徳紀)と。

現在の帝國憲法は、これを第一條に規定し、「大日本帝國は萬世一系の天皇これを統治す」と詔ひ、第二條には「皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫これを繼承す」と。又皇室典範第一條には、「大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子これを繼承す」と。何れも神勅の御精神の現れたものであると云ふべきである。

(二) 君先民後 皇室が國民に先んじて存し、皇室の經營に依つて國家が發展して來つたことは國史の明かに示す所で、これ他の諸國と異なる點である。他の多くの諸國にあつては人民が集つて國をなし主權者を定めたのであるが、我が國にては然らずし

て皇室が先であり、國家創設の大偉業は皇室の力に依つて成就したもので、人民はこれに促され、これを助けて所謂日本國家は建設せられたのである。

かくて建國當初に於いて然るばかりではなく、其の後世に至つて文化の漸次發達するやうになつてからも、社會教化の中心は皇室又は宮中にあつた。儒教を受け入れてこれを國民に傳へたのも皇族若しくは宮中に入らせる人々であり、佛教を尊信することに於いても亦然りであつて、敢て産業の獎勵、外來文化の輸入ばかりではなく、我が國民の一般文化も皇室より流れ下る有様であつた。

皇室中心の思想も皇室尊奉の精神もこの間に養はるゝに至つたことも當然と云はねばならぬ。憲法の前文に「國家統治の大權は朕がこれを祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり」と仰せられしはこれがためと拜察せられる、而して欽定憲法の生れ出でし所以の理も亦實に茲に發して居るのである。

憲法發布の勅語中にも

朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が意を奉體し、朕が事を獎勵し相與に和衷協同し、益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり。と、

(三) 君民同一體 かくの如き國家の成立は、更に家族制度なる特別なる社會組織の發達と相俟つて所謂君民一家の思想を生むに至つた。かくて君主と臣民との關係は單に君臣のそれにあらずして同時に父子の如く、代々の天皇は深く人民を愛撫し給ふこと恰も慈母の赤子に於けるが如く、人民は君主を仰慕し奉ること猶ほ赤子の嚴父におけるが如くであつた。

雄略天皇の崩ぜられんとし給ふ時に、重臣を召されて仰せらるゝには、方今區宇一家、烟火萬里、百姓艾安、四夷賓服す、此れ又天意、區夏を寧らかにせんと欲す、所以に心をせめ、己を勵まし、日一日を慎むは、蓋し百姓の爲めの故なり。

り、臣連伴造、毎日朝參し、國司郡司時に隨て朝集す、何んぞ心府を罄竭して誠懇懃ならざらんや、義は乃ち君臣、情は父子を兼ね、庶くは臣連の智力内外の歡心に藉つて普く天下をして永く安樂を保たしめんと欲しき。(日本書紀)

かくの如きは獨り雄略天皇のみの御心にはあらで、我が國における代々の天皇凡べての御聖旨であられたやうに拜察せられる。今上天皇陛下の御即位の勅語にも、

爾臣民世々相繼ぎ忠實公に奉ず、義は則ち君臣にして情は猶ほ父子の如く、以て萬邦無比の國體を成せり

と宣はせられ、神代の昔より人民に「大御寶」「蒼生」「天の益人」等の名稱を附せられて居る。かく君は臣下を見る我が子の如く、臣は君を見る父の如く、その間父子の情を以て結合せらる、君民一體の國體は茲に生れたものである。故に外國に見るやうな治者・被治者の政治的關係は我が國には存しないと云つてもよろしい。臣下としては君を思ふこと、

我を我と知らしめすかやすめらぎの

玉の御聲のかゝるうれしさ

とは、獨り高山彦九郎正之の感のみでないであらふ。

かくて一方には國家と云ふものと、皇室若しくは天皇とが又同一體であると考えざるやうになつた。これを忠君愛國の一致と云ひ、忠孝一本、君國一體、君主即國家、國民一穗などの語で云ひ現はされる。これ等を國民の同化統一力の強きに歸して居るものもある。何れも國民の情的融和の至情に發するものと云はねばならぬ。

尙ほ家族制度の發達と祖先崇拜の思想のそれ等もこれを助けしものとして、かゝる優秀なる國體を生み出すに大なる力ありしものたることは勿論である。けれどもその根柢に潜む國民本來の性情の如何に優秀にして合理的なるものでありしかに思ひ及びては、轉々祖先の偉靈に感謝すると共に國民の前途に對して一層の自重自愛の精神を喚起せねばならぬ。

第六節 國體觀念の發達

我が國體の基礎が遠く上代にあつたことは事實である。けれども國民がかゝる國體の觀念を明かに自覺するに至つたのは決して上代建國の當初と云ふことは出来ぬのである。

建國、その當時一部の先覺者、畏しくも天照大神には程深き御自覺を持たせられて、凡べて合理的なる御計劃と、極めて緻密なる御經綸を垂れ給ふたことは今から考えても誠に驚歎の至りであるが、國民一般にかゝる自覺のあつたとは考えられぬ。なる程大和民族は先住民族よりも極めて進める智識を有して居つたことは事實である。そして又優秀なる素質を持つて居つたことも推察するに難くない。

然し建國の物語もさりながら、一般の神話それは存在した歴史ではない、我が國の神話、それは美はしき國民の傳説であり、後世國民の顧みて描かれし物語と稱すよきも、國民的理想の産物である。歴史そのものと程近いものであつたらうけれども、そ

れは美しく化せられ、國民の理想として飾られたものである。

そしてこれ等の物語・傳説は奈良朝の産物であると云はねばならぬ。奈良朝は國家的にも偉大なる進歩をなせる時期である。國民的自覺は奈良の奠都其のものにも察せられるが、歴史の編纂、政治的國家組織の完成等にも明かに現れて居る。そしてこれは外來文化即ち支那文化の刺戟が大なる力をなして居ることは勿論であるが、一方には國民の内部的發展の見逃すべからざるものあることも勿論である。蓋し國民文化の進展には決して超躍を許すものでないことは前にも申して置いた通りである。

而して奈良朝文化は支那文化そのものゝ輸入とは云へ、國民的覺醒を促すことは少くなかつた。さはあれ、國體觀念の上には蘇我氏の如き、或は藤原廣嗣の如き、或は僧玄昉、惠美押勝の如き、或は弓削の道鏡の如き、平將門の如き無自覺者が出でゝ居ることを否定することは出来ぬのであるが、これ等もその時々にかかる忠臣の手に依りて掃き清められ、國體の觀念はより以上明かにせらるゝことゝなつた。

かくて平安朝は國民文化の著しく進歩せる時代であり、國體觀念も愈々國民に徹底せむとして、然かもその終りを完ふせず、幾多の障害は現れて來た。そして利己的風潮に覆はれ、武士の天下となつたが、國體の觀念、就中皇室に對する尊奉の念と、上御一人に對する忠義の信念とは、時々曇る空に無自覺的逆徒の現れてこれをさへざるにもせよ、正義の觀念に富む人々には、決して國體の觀念は薄きものではなく、寧ろ障害の起るたびにその正義の閃きはいや光を増す許りであつた。

かゝる戰國の世を経て世は織田信長の國家的自覺の聲に醒まされ、豊臣秀吉の忠勤に促され、徳川家康に及んでもこの精神は決して薄らぎはしなかつた。家康は曰く「源平、藤橘及び菅江兩家、在原清原等は皆上帝より下賜せられたる姓である、この内、武に將たる人を見るに、その器は備はれども才學拙なく聖賢の道に暗くその謀私意より出で、武に將たることを知らぬ、耻辱と云はねばならぬ、されば往々學寮を設成して自ら勵まし、他を勵まして共にその徳に入るべきである」と、その皇室を尊ぶと共

に聖賢の道を明かにすべきを明かにして居られる。

なる程彼は公卿諸法度を出して一面には上御一人までも束縛し奉つた所がないでもないが、これは政策の上のことで、彼の精神が公卿並びに皇室に對して敬意を失つて居つたものであるとは斷言し難いのである。のみならず彼の文教獎勵は延いて徳川時代の大發展を來たし、就中、銷國の政策と相俟つて、國家的國民的文化は前古未曾有の發達を遂げ、國民的自覺を促すこと極めて偉大なるものがあつた。

遮莫、明治維新の改革は國體そのものゝ闡明史とも云ふべきである。このことは拙者「日本國體闡明史」に明かにした所であるからそれに譲つて置くが、更に明治時代の國民的大發展は内外人をして共に驚かしむるに至つたが、その原動力は云ふまでもなく、容聖文武にまします明治聖天子の、國家的大活力にあつたのである。實に天皇の偉大なる御人格は國民をして感奮興起せしめ、國民もこれに率ゐられて、かつは徳川時代に幾分なりとも鍛へし過去のそれを頼りに、堅忍持久遂に光輝ある我が國家を

して、今日の如く益々光輝あるものたらしむるに至つたのである。

時に或は劣惡なる外來の思潮、或は危險なる社會主義の一派等が流入するに及んで我が國家を毒し傷けむとするあり、一方我が國民中にも國體に對する眞の自覺を缺き或は幸徳秋水の如きものを出し、難波大助を生み、朴烈・金子ふみの如き大惡を企てむとするものを作り、この光輝ある國史に汚點を附せんとせるは惜しむべく、又遺憾の極みである。

かくて、この聖世にかゝる不祥事を生むとはこれ甚だしき對照(コントラスト)のやうにも見ゆるが、然し、そはしからずして、その依つて來る原因があつたのである。現代の思想なるものゝ動搖、社會問題の紛糾、國民生活状態の不調、それ等に及んで研究せねばならぬ。即ち次篇にはこれ等を攻究せむとするのである。

【設問】

- 一 國體の意義を問ふ
- 二 我が國體の特色を述べよ
- 三 國體の種類につきて論ぜよ
- 四 神勅の御精神を説明せよ
- 五 我が國建國の理想と神勅との關係を記せ
- 六 神話及び傳説と國史との關係如何
- 七 國體觀念の發達に就きて述べよ
- 八 國家構成の形式につきて説明せよ
- 九 明治維新以後における道德思想の變遷に就きて記せ
- 一〇 東西兩洋道德思想の相異如何

國民道德概説

所	版
有	權

大正十五年五月廿四日印刷
大正十五年五月廿六日發行

假上卷 定價 一圓廿錢

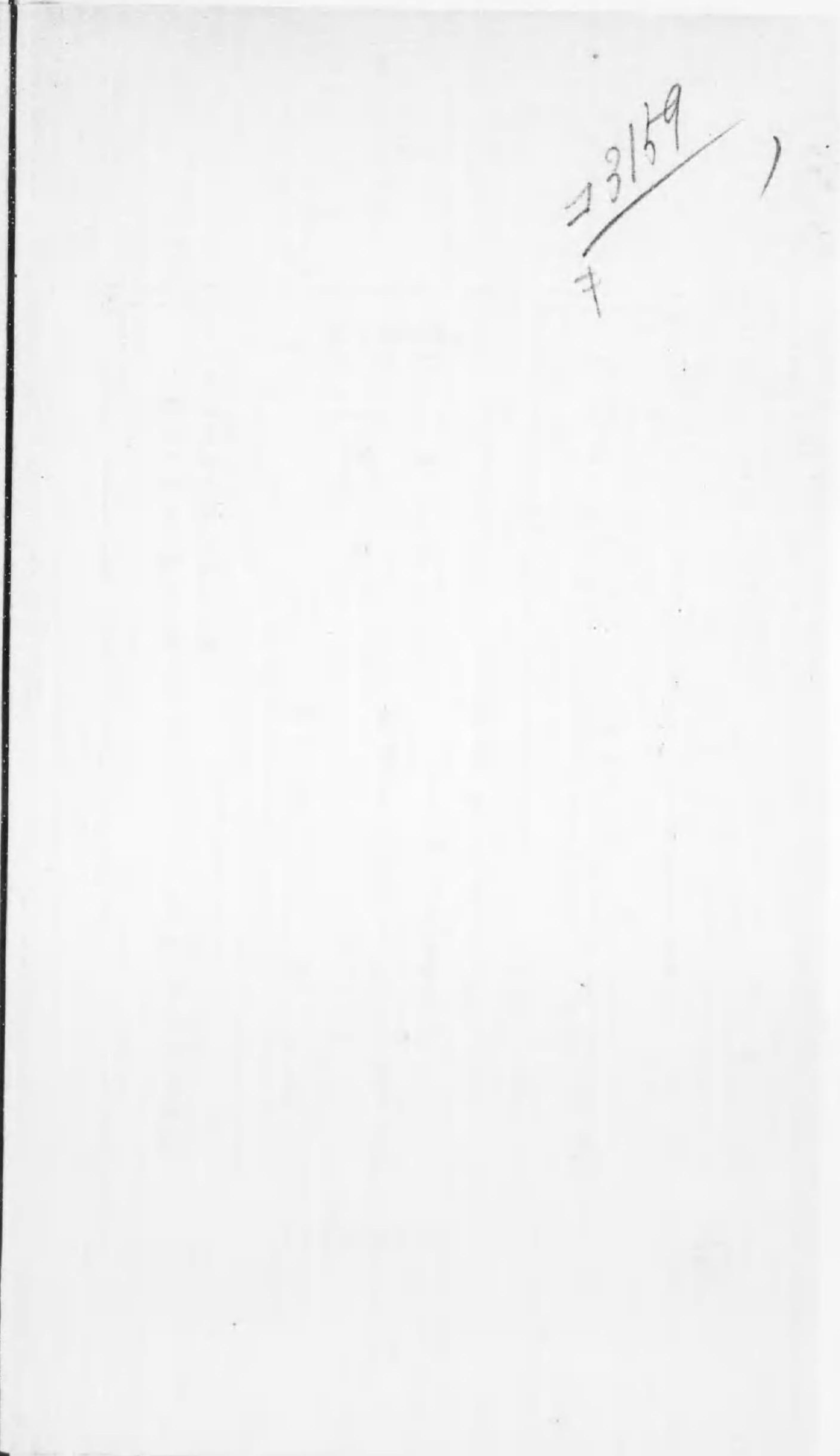
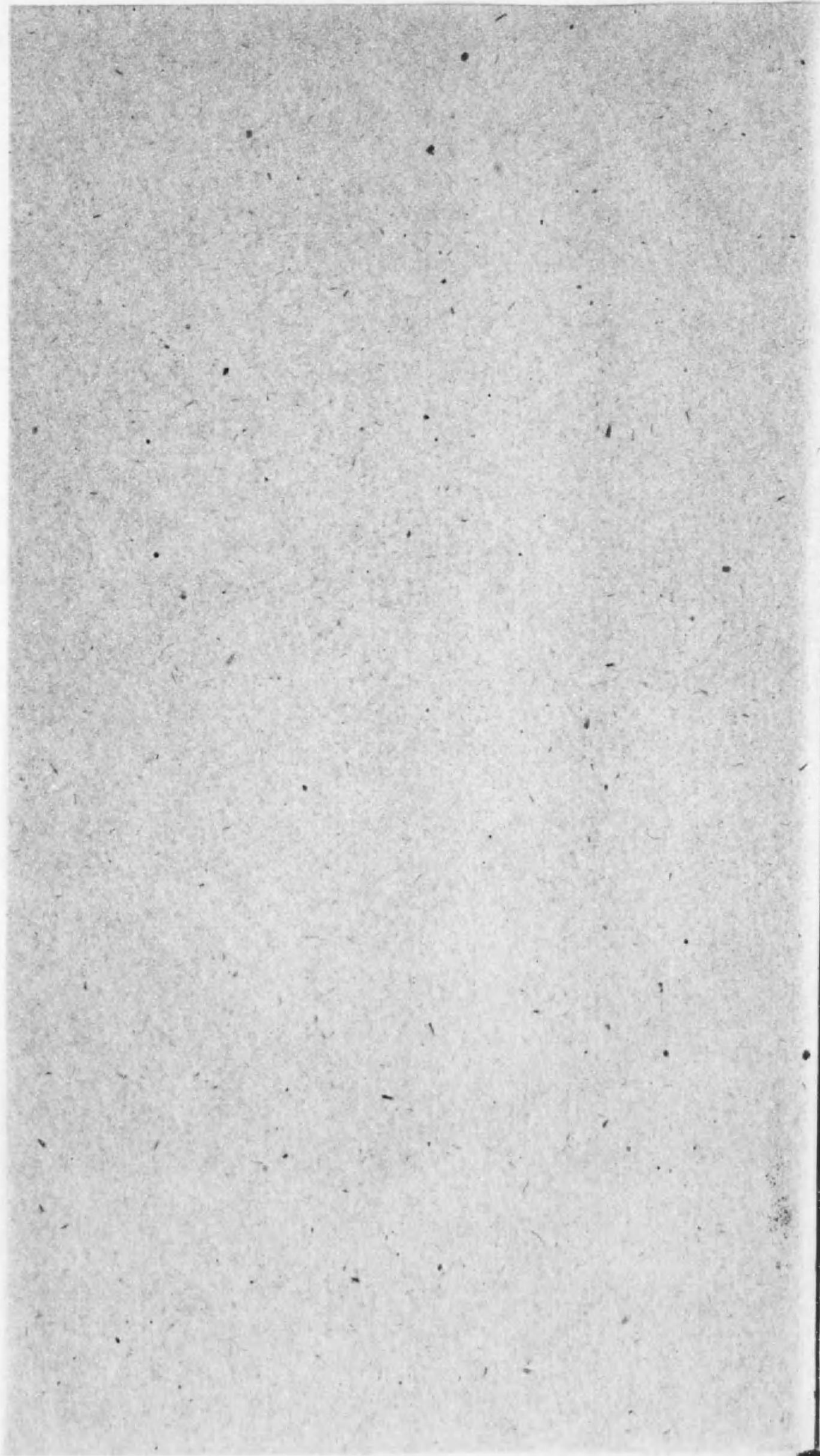
著者 伊藤 千眞三
 東京市小石川區大塚仲町三六
 發行者 宮尾 政治
 東京市小石川區大塚仲町三六
 印刷者 宮尾 坦

【刷印部刷印社省文】

發行所

東京市小石川區 電話 小石川三二九四番
大塚仲町三六 振替東京五七七九〇番

文省社書店



73159
7

終